

## 薬物使用中の運転を防止する新たな法律が、本日発効。市警交通部。

7月2日(水)に、法案C-2が発効になる。警察は他の取り締まり権限と同様、自動車運転者が、処方箋の有無にかかわらず薬物使用、または違法薬物使用中の運転が疑われる場合、標準化された薬物検査を受けさせる権限を持つ。

検査を拒否した場合には、検査を受けて陽性反応が出たのと同じ刑罰を受けることになる。

この検査は12段階で構成されとり、最終的に被疑者は血液、唾液、または尿を検体として提出しなければならない。薬物認識専門家の想定では、この検査実施には45分から60分が必要である。

交通局の Paul Bainard 警部、市警薬物認識専門 (DRE) プログラムのコーディネーターは次のように語っている。「警察にはこれまで何年もの間、飲酒運転を防止するための法的根拠があった。薬物使用による危険運転が今や、飲酒運転と同様に取り締まり対象となり、警察はこれらのタイプの犯罪をなくすよう取り組む。」

カナダ薬物中毒センターは2004年に調査を行い、以下の調査結果を発表している。

- カナダでは、5パーセントのドライバーが、大麻を使用してから2時間以内に車を運転すると認めた。
- 16才から18才のドライバーの内、21

パーセントが大麻を使用した後、車を運転すると答えた。

新しい法律が命じる最小限の刑罰は、これら受け入れ難い行為に対する社会の見解を反映している。

- 1度目の違反=\$1000、1年から3年の運転禁止
- 2度目の違反=30日以上の禁固、3年から5年の運転禁止
- 麻薬を使用中の運転だけが人を出した場合=10年以下の禁固
- 殺人を犯した場合=終身刑

車を運転している人や船を操縦している人が、何らかの薬物を使用して危険な運転を行っているとは判断される場合には、ただちに電話9-1-1番を掛けるよう、トロント市警は住民の協力を求めている。そうすることで、誰かの命、あるいは自分の命さえも救えるかも知れない。

(以下略)

### JSS 説明

日本でもカナダでも、酒気帯び、ないしは酒酔い運転は、速度違反、無謀運転と並んで事故発生の3大原因といわれている。一方、薬物の影響下での運転も、伝え聞く作用、ないしは薬物服用によって「朦朧」となっている人を見聞きすると、同様に危険なものに思える。そして、これまでカナダでは、薬物の影響下で運転する人を発見した場合、より大きな概念で「危険な運転」として扱う例はあったとしても、法的にはそれを立証する手立てがなかったのが実情のようだ。新たに施行された法律では、記事に要約が書かれているように、警官が検査のためのサンプル提出を命じることが出

来る。

安全な交通にとってこれは大変喜ばしいことであるが、一方 CP24 の報道によると、サンプルの検査を実施する機関が、実施のための準備が不足であるとして、実行を拒否しているともいう。また、オタワの交通事故傷害調査基金が 1000 人に対して行った世論調査では、酒を飲んだとき運転するかと言う問いに Yes と答えた人は、2004 年に 5.6%であったのが今年の調査では 8.2%に増加しているとも言う。

これらのニュースからいろいろな気がかりが生まれる。薬物使用については、記事にある統計から、当地の薬物使用がここまで広がっている事態、ことに若年者間の広がりである。酒酔い、ないしは酒気帯び運転では、別途 OPP の長官がウェブサイト、OPP による検問が昨年比 2%多くの人に対して行われた結果、12 時間の免許処分を受けた人数が 2007 年に比べて約 40%増加していると公表している。この数字から単純にケースが数値通り増加しているとは言い切れないが、他の状況と合わせて考えれば、かなり大幅な増加と見ても間違いなさそうだ。

当地に比べて薬物に関する常識が異なり、また血中アルコール度の基準が厳しい日本に慣れた人々が当地で問題を起こす可能性は多くはないとも考えられるが、無謀運転の取り締まり（制限速度を 50km 時以上超過した場合、車は押収、長期の免許処分）も含め、あらためて自分の運転を見直す機会にしたい。